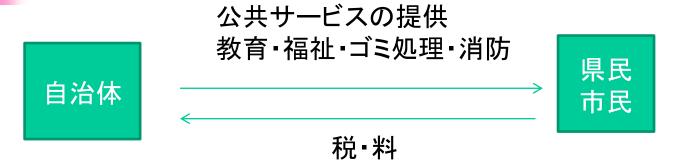
デジタル化社会と固定資産税

一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 柏木 恵

Kashiwagi.megumi@canon-igs.org



税の重要性



国、都道府県、市町村にはそれぞれ役割があります。これらの事業を行うには財源が必要です。そのため、税金や使用料、手数料などを徴収します

	公共資本	教育	福祉	その他
国	高速道路 国道(指定区間) 一級河川	大学 私学助成 教科書検定	社会保険	国防 外交 司法 金融
	国道(その他) 都道府県道 一級河川(指定区間) 二級河川 港湾 公営住宅 市街地区域・調整区域決定	高等学校 特殊学校 小中教員の給与人事 私学助成 公立大学	生活保護(町村の区域) 児童福祉 保健所	警察職業訓練
	都市計画等 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道	小中学校 幼稚園	生活保護(市) 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ゴミ・し尿処理 保健所(特定の市)	戸籍 住民基本台帳 消防



3密を避けるには

新型コロナウイルスを含む感染症対策へのご協力をお願い致します。

3つの「 🔐 」を避けましょう



日頃の生活の中で<mark>3つの「密」</mark>が重ならないよう工夫しましょう。



スマホやタブレットを使った方法

入場制限や順番受付を実施する場合に、施設外での待機を促し、混雑を回避





施設内の混雑を緩和



整理券を発券して 行列から離れて過 ごせる♪



Webサイトから 並べば待ち時間を 有効に使える!



順番が近づくと 通知も受け取れ て便利!



混雑していない時間帯を探 すことも♪

出所:株式会社バカン資料



オンライン申請

役所に行かず、スマートフォンひとつで手続きが行える申請サービス本人確認から決済まですべて手元で行える。

マイナンバーカード読取アプリにより、専用リーダー不要で電子署名から決済までワンストップで行える。

基本4情報はマイナンバーカードから自動読取するため、入力の必要はない。

入 力 署 名

決 済

申請



出所:株式会社グラファー資料



キャッシュレス決済の広がり

税務課、市民課で取り扱っている各種証明書(納税証明書・住民票の写しなど) の手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入





コンピュータ導入(地方自治体)

自治体における行政情報化は、

1960年に大阪市に電子計算機が導入されたことに始まる。

1961年には京都市に導入され、

都道府県では,

1963年に東京都及び神奈川県に導入された。

都道府県では、人事給与、統計、税務、会計事務を中心に情報化が進められた。 市区町村は統計、給与計算、国保・年金、使用料、税務、財務管理などに 適用された。

〇市区町村におけるコンピュータ適用業務の状況(1971年4月1日現在)(単位:件)

区分	統計	税務	財務管理	給与計算	住民管理	使用料	国保・年金	その他
特別区	14	8	6	14	8	-	14	7
指定都市	5	5	4	5	1	5	5	5
一般市	95	43	27	92	29	77	73	47
町村	35	5	3	29	3	28	29	6
一部事務組合	14	5	3	14	5	6	8	5
合計	163	66	43	154	46	116	129	70

出所: 日本電子計算開発協会(1972)148ページ, 3-1-10表を一部修正。



情報化の変遷(1994年以降)

出所: 首相官邸ホームページ

高度情報通信 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部) IT総合戦略本部 社会推進本部 政府CIO設置 政府CIO(法定)·新戦略推進専門調査会設置 CIO連絡会議設置 IT基本法に (2002年9月) (2012年8月) (2013年6月) 基づき設置 デジタル新時代に向けた新たな戦略 (2016年5月閣議決定)世界最先端17国家創造宣言変更 (2014年6月閣議決定)世界最先端17国家創造宣言変更 (2015年6月閣議決定) 世界最先端IT国家創造宣言 (2013年6月閣議決定)世界最先端17国家創造宣言 (2004年2月本部決定) e-Japan戦略 (2005年2月本部決定) (2006年1月本部決定) (2007年4月本部決定) (2008年6月本部決定) (2010年5月本部決定)新たな情報通信技術戦略 (2001年1月本部決定) (2003年7月本部決定) -T新改革戦略政策PKG (2009年4月本部決定) ÷政策PKG2005 †政策ロードマップ **丁新改革戦略** ·Japac戦略加速化PKG (1995年2月推進本部決定) 高度情報通信社会推進に向けた基本方針 (1999年11月推進本部決定) 高度情報通信社会推進に向けた基本方針改定 (2000年12月成立、2001年1月施行) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法) (2013年5月成立・施行) 内閣法等の一部を改正する法律(政府CIO法) 社会全体 変更 の情報化 (2012年7月本部決定)新たな情報通信技術戦略工程表改訂 (2011年8月本部決定)新たな情報通信技術戦略工程表改訂 (2010年6月本部決定)新たな情報通信技術戦略工程表 (2004年6月本部決定) e-Japan重点計画2004 (2013年6月本部決定)17国家創造宣言工程表 (2001年3月本部決定) e-Japac重点計画 (2002年6月本部決定) e-Japan重点計画2002 (2003年8月本部決定) e-Japan重点計画2003 (2006年7月本部決定) (2007年7月本部決定) (2008年8月本部決定) (2009年7月本部決定) (2014年6月本部決定) - T国家創造宣言工程表改定 (2015年6月本部決定) ---国家創造宣言工程表改定 重点計画2006 **重点計画2007** 重点計画2008 --Japan戦略2015 IT基本法 により重 点分野化 (1994年12月閣議決定)行政情報化推進基本計画 (1997年12月閣議決定) 行政情報化推進基本計画改定 (2012年11月本部・行革本部決定)政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方 12月成立、2003年2月施行) 行政手続オンライン化法(2002年 (2003年7月CIO連絡会議決定) 電子政府構築計画 (2004年6月CIO連絡会議決定 電子政府構築計画改定 (2006年8月CIO連絡会議決定) (2007年8月CIO連絡会議決定) (2007年12月CIO連絡会議決定) 電子政府推進計画改定 電子政府推進計画改定 (2011年8月本部決定)電子行政推進に関する基本方針 電子政府推進計画 電子行政の取 ·IT国家創造宣言工程表に 基づき、電子行政を推進 組 電子行政分科会設置

(2013年10月)



標準化の流れ

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の取組経緯

日付	概要
平成30年6月	自治体戦略2040戦略構想研究会第2次報告(総務省)
令和元年5月	地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI/ロボティクスの活用に関する研究会報告書(総務省)
令和元年8月	自治体システム等標準化検討会(総務省)検討開始 ※住民基本台帳事務
令和元年10月10日	令和元年第8回 経済財政諮問会議
令和元年12月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り 組む旨明記あり。
令和元年12月20日	デジタル・ガバメント実行計画 閣議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り 組む旨明記あり。
令和2年2月21日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第 1回) 開催 (内閣官房IT総合戦略室)
令和2年2月26日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議 幹事会(第1回)開催(内閣官房IT総合戦略室)

出所: https://www.soumu.go.jp/main_content/000695701.pdf



国の動向

出所: 首相官邸ホームページ -----

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

▶ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~▶ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革(BPR)の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条 に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される **行政サービスの100%デジタル化**の実現
- ✓ 業務改革 (BPR) を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告(工程表含む)」に基づき推進

- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備
- ✓ ワンス・オンリー実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携や プッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し(高速・安価・大容量に)
- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用
- ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換
- ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を 郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、 各種カードとの一体化(運転免許証、在留カード、各種の国家資格等)
- ✓ マイナポータルのUX・UI改善(全自治体接続等)、情報ハブ機能の強化
- ✓ 個人情報保護法制の見直し (法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減)
- ✓ 戸籍における読み仮名の法制化 (カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化)

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備 (上記指針以外)

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等(デジタルインフラ)の整備
- ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度(ISMAP)の推進
- ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保
- ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ(法人、土地等に関する基本データ)の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から 執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計 上の対象範囲を拡大(全システム関係予算のデジタル庁ー括計上を検討)
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す(令和2年度比)
- ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進
- ✓ 登記事項証明書(情報連携開始済)、戸籍(令和5年度以降)等について、 行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法 人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバイド対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施
- ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速(国が財源面を含め支援)
- ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続(条例・規則に基づく 行政手続を含む)のオンライン化を推進
- ✓「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

[※]本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

押印省略、申請・届出の電子化ワンストップサービスは30年前から

	の歴史(戦略としての着目から、過去の教訓整理の提言までの歴史)	
	電子政府関連テーマと目標	サブテーマ (赤[情報提供、共有、意見収集]、青[申請]、紫[ワンストップ]、橙[基盤、技術]、桃[運営、体制]、緑[調達]、茶[最適化、重複、執務])
進基本計画 (1994.12)	行政の情報化は、行政のあらゆる分野において情報通信技術の成果を普遍的に活用し、行政の質の高度化、国民 サービスの質的向上を図ることを目的とするものである。 この意味で、行政の情報化を、効率的で総合力・対応力に富んだ行政の実現、国民ニーズに即した行政事務・行政 サービス体系の確立及び情報の共有を基盤とした円滑な国民と行政との関係の形成に向けて行政の事務・事業及び 組織を通じるシステムを改革するための重要な手段として位置付け、その積極的推進を図ることにより、国民の立場に 立った効率的・効果的な行政の実現を目指す。	- 公印・契印の省略、電子的決裁方式の導入の検討 ・規定等の見直 国民等との間の事務・サービス手続 ・国民等の各種申請・届出等の手続電子化のための見直し指針の策定 ・ワンストップサービス等の事務手続の簡素化の在り方に関する調査研究
社会に向けた 基本方針 (1995.2)	行政の情報化は、行政の事務・事業及び組織を改革するための重要な手段であり、その積極的な推進を図ることにより、国民の立場に立った効率的・効果的な行政の衰現につながるものである。このため、行政のあらゆる分野において、情報システムの利用を行政の組織活動に不可欠なものとして定着させ、行政内部のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による政策決定の迅速化等の行政運営の質的向上と、国民への情報提供の高度化、行政手続の効率化等の行政サービスの向上を図るため、セキュリティの確保等に留意しつつ、「紙」による情報の処理からネットワークを駆使した電子化された情報の処理へ移行し、「電子的な政府」の実現を進める。	- 職員一人一人がいつでもパソコン等の利用が可能となる環境を整備 - データ項目等の基本的な事項についての標準化 - 総合的な政策の企画立案を支援する省庁間電子文書交換システムの整備 - 省庁間で共同利用できるデータベースの整備などを行う。 - 行政情報を国民等に提供する情報システムの整備 - 申請、届出等の国民との間の行政手続の電子化・オンライン化の推進
進基本計画 (1997.12)	の見直しにより、国 民サービスの飛躍的向上と一行政運営の質的向上 を図ることを目的とするものである。 この意味で、行政の情報化を、新時代に対応できる 簡素で効率的な行政の実現、国民の主体性が生かされる行政	イ 申請・届出等手続の電子化 ①申請・届出等手続のついて、「電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針」に基づき、原則として平成10年度末までに可能なものから早期に電子化を行う。また、手続のオンライン化に当たり本人確認等の課題の解決を要する手続については、早期にその課題の解決を図りオンライン化を実施する。 ②電子化に当たっては、自動受付等による受付処理時間の延長・24時間化の推進や、システムのネットワーク化等による申請地制限の緩和、アクセスポイントの拡大の推進などの利便性の向上を図る。
		ウ ワンストップサービスの実施 (1総合行政サービスの実施 (1総合行政サービスシステムによるワンストップサービスの実施 国民生活、企業活動等に必要な行政手続、行政情報の提供等について、地方公共団体等との連携・協力を図りつつ、情報通信技術を活用した手続の案内、教示、必要な行政情報の提供、各種施設の利用案内・予約、申請・届出等の受付、結果の交付等の 行政サービスを総合的・複合的に提供する、いわゆる「ワンストップサービス」を制度的、技術的課題の解決を図りつつ段階的に実施する。 i) 国民に対して、インターネットを活用し、一つの画面で各種の行政手続、行政情報の提供等のサービスを提供する総合行政サービスシステムを整備する。その整備に当たっては、行政手続の案内・教示、様式のオンライン提供等を先行して実施するとともに、本人確認等の課題の解決を図りつつ手続のオンライン化を実現する。また、システムの利便性を一層向上させるため、複数の機関に関連する手続について、関係機関におけるシステム間の連携を図り、手続の一括処理を推進する。 ii) 電子的なアクセス手段を持たない国民に対しては、身近な場所で、上記システムと同様のサービスの提供が可能となるよう必要な方策を講ずる。
社会に向けた	るものであり、その積極的な推進により、国民の立場に立った 効率的で効果的な行政 の実現を図るものである。	
	「昭」でイエリティの唯株等に自思してい、「級」による情報の管理から情報通信やパンプンを設定した 量子的な情報 の管理へ移行し、21世紀初頭に高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」の実現を目指す。	〇台家庭・正来のバフコンズは考述は場所で各種の行政サービスを受けることができるようにする「プラストランサービス」については、既存の公共地域である る郵便局等も活用した実験を行うなど、制度的・技術的課題を解決しつつ段階的に実施する。
バーチャル エージェンシー (1998.12)	政府調達手続の電子化プロジェクト	政府調達(公共事業を除く)に係る業者登録、競争契約参加資格審査、入札公告、入札、契約等の手続について電子化を推進し、企業の負担軽減及び行政 事務の簡素化・効率化を図るもの。
	行政事務のペーパーレス化プロジェクト	各省庁に共通する決裁、供覧、会議、省庁間協議(法令、計画、白書等)等の部内事務について、電子化の促進により紙の利用を半減し、行政事務の簡素 化・効率化を図るもの。
ジェクト	電子政府の実現 2003年度までに、 民間から政府、政府から民間への行政手線をインターネットを利用しペーパーレスで行える 電 子政府の基盤を構築する。	各省庁における手続の電子化のための基盤として政府認証基盤の構築、セキュリティ技術や汎用的情報通信システム等の共通基盤技術開発、申請・届出等手続の電子化についてアクション・ブランの作成、先導的なオンライン申請・届出システムの実用化、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化、及び地方公共団体の情報化を先導するための実証実験を行う。
	2003年までに、行政(国・地方公共団体)内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を抵情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す。	官民接点のオンライン化 2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする。類似業務の統廃合とシステム化を進め、ワンストップサービスを実現する。歳入歳出手続きについては、早期の電子化を図る。地方公共団体に対しては、住民ニーズなどに対応したオンライン化を計画的に実施するよう要請する。また、行政サービスのオンライン化を見据え、行政組織の枠を超えて利用可能で、電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政ICカードを早急に導入する。ネットワークを通じた行政ICカードの相互運用性を確保する視点から、早急にモデルシステムの開発等に着手する。 規制・制度の改革 2001年度中に、インターネットを活用した行政手続、行政運営等が可能となるよう個々の手続に求められる書類の削減・標準化、書面の提出・保存を求める
		法令の見直し等を行う。また、オンライン手続きの利用を促進するため、手数料等のあり方を見直すなど、奨励策を検討する。